

「省エネルギー設備投資利子補給金」に係る

指定金融機関としての採択について

当金庫は、経済産業省が実施する「令和6年度 省エネルギー設備投資利子補給金」に係る指定金融機関として採択されましたので、お知らせいたします。

本制度は、省エネルギー設備の新設・増設などに対するご融資について、お利息の一部を補給するものです。

当金庫は、今後も地域社会の一員として、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

記

【制度概要】

制度名	省エネルギー設備投資利子補給金
対象要件	以下のいずれかの事業に係るご融資が対象となります。 ①エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設・増設する事業 ②省エネルギー設備を新設・増設し、エネルギー消費原単位が1%以上改善される事業 ③データセンターのクラウドサービス活用やEMS導入等による省エネルギー取組に関する事業
利子補給率	最大1.0%
利子補給期間	最長10年間
その他	・利子補給は毎年予算措置が前提となります。予算措置の減額、停止等により、利子補給が減額、停止される場合があります。 ・ご利用に関しては当金庫所定の審査があり、審査の結果、ご希望に添えない場合もございます。

以上